



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2003.2.20

No 26 - 36

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

= 民間航空の安全運航と事故の再発防止のため

「裁判勝利」に向け、全力で取り組む =

2月12日 706便事故第4回公判 その3

当時、運航乗員訓練部企画グループ次長

久次米 通孝氏に対する弁護側証人尋問

以下の内容は、機長組合の要約録取です。正式には、後日裁判所よりの公判記録を参照して下さい。

(組合注：証人は、94年～98年訓練部。当時、運航乗員訓練部企画グループ次長。現在 JAL エクスプレス取締役)

弁護士：私はあなたが検事に言った供述内容について聞いたが、

あなたはどうか答えたか？

証人：大変不満である。内容に違いがある、言わないことも言ったように書かれたと答えた。

弁護士：私はあなたの供述記録をとったが、あなたはよく読みなおしたか？

証人：はい。

弁護士：内容は記憶と一致していたので、署名捺印したのか？

証人：はい。

* (組合注：証人の経歴について一般的な尋問。内容略)

弁護士：706 便事故当時、所属していた運航乗員訓練部企画室の仕事は？

証人：地上職グループと乗員グループがあり乗員の訓練の企画を行う。

弁護士：訓練の具体的内容を決めるのは乗員か地上か？

証人：乗員である。地上グループは訓練 SKD を決めたり、SIM のやり繰りをしたり、乗員個々人の SKD の作成等を担当する。

弁護士：平たく言うと、訓練に乗員をはめこむような仕事か？

証人：そういうことだ。

弁護士：訓練の具体的内容には関与していないのか？

証人：そうだ。



弁護人：AP に関して、MANUAL OVERRIDE の問題などの

技術的な問題について知っているか？

弁護人：たとえば規程がどうなっているかとか、その背景は？などといったことについて証人は全く知らないということか？

証人：知らない。

弁護人：PFTG (PILOT FLIGHT TRAINING GUIDE) は知っているか？

証人：知っている。

弁護人：企画グループに在籍中に PFTG の作成には関与したか？

証人：したが、印刷の手配とかそういうことだ。

弁護人：中身については関与しなかったのか？

証人：していない。

弁護人：PFTG の具体的中身については知らないということか？

証人：そうだ。

弁護人：PFTG は訓練用の参考書と言うことでよいか？

証人：そうだ。

弁護人：事故当時、PFTG 通りに行われていたかどうか知っているか？

証人：知らない。

弁護人：MD11 の高高度特性について CAP から聞いたと証言したのか？

証人：はい。

弁護人：当時、MD11 を熟知する必要があったのか？

証人：ない。

弁護人：ということは、たまたま機長から聞いたということか？

証人：そうだ。

弁護人：HIGH ALTITUDE CHARACTERISTIC の訓練について、これは MD11 の高高度における訓練ということは知っていたか？

証人：知っていた。

弁護人：中身については？

証人：知らない。

弁護人：平成 9 年 10 月から行われた HIGH ALTITUDE CHARACTERISTIC と、墜落の危険のある異常姿勢からの回復訓練とはまったく別のものであるとの認識か？

証人：はい、別だと思う。

弁護人：LOFT 訓練 (LINE ORIENTED FLIGHT TRAINING) は通常でない事態が起きた時、どう回復するかの手順の訓練か、クルーのコーディネーションを考える訓練か？それとも両方だったのか？

証人：後者である。

弁護人：具体的な手順を教える訓練ではなかったということか？

証人：そうだ。

弁護人：本件事故当時、AP OVERRIDE 禁止について知っていたか？

証人：知らない。

弁護人：どのような動きをするか何か知っていたか？

証人：知らない。

弁護人：山本検事は、PFTG の NOTE 5 を示したか？

証人：はい。

弁護人：山本検事は、「ここにオーバーライドの禁止が書いてあるではないか」と聞いたのか？

証人：はい。

弁護人：確かに危険だから禁止されていると答えたのか？

証人：いいえ。

弁護人：山本検事に言われるまでに NOTE 5 については知っていたか？

証人：いいえ。

伊佐次：ここに書いてあるといわれ、証人としてはそのように書いてあると認め、理解して言ったのではないのか？

証人：違います。

弁護人：「あなたは素人だけど解るでしょう」と言われたのか？

証人：はい。

弁護人：そのように聞かれた時の印象は？

証人：素人である私にどうしてそのようなことを聞くのかと思った。「素人のあなたの言葉も必要だなど」とも言われた。

弁護人：供述記録によると、「このような調書が作られると無実の人が有罪になってしまおう」とあり、冤罪という言葉も使ったか？

証人：はい。これでは冤罪も起こりうると感じ、正直な気持ちを話した。

弁護人：証人は AP をオーバーライドしたら、急激なピッチアップが生じることを知っていたか？

証人：いいえ、まったく専門外なので・・・。

弁護人：MD11 の高高度でのマニュアルコントロールについての注意を書いた AOM があったことを知っていたか？

証人：知らない。

弁護人：HIGH ALTITUDE CHARACTERISTIC 訓練の目的は知っていたか？

証人：具体的には知らなかった。

弁護人：AP が入っている時、オーバーライドして切った時どうすべきか訓練しない理由を山本検事に話したか？

証人：いいえ。

弁護人：技術的な本当の理由を知らなかったのか？

証人：知らない。

弁護人：平成13年3月2日(組合注：名古屋地検の取調べのあった日)は、

何時頃に名古屋地検に来たか？

証人：朝9時か10時頃だと思う。

弁護士：午前中は何時間ぐらい取調べがあったか？

証人：2時間か3時間くらいだと思う。昼はかなり長くぶらぶらしていた。

弁護士：午前中の取調べの内容は？

証人：所属や組織とか仕事の内容についてであったと思う。

弁護士：資料を見せられて聞かれたのか？

証人：先ほどの資料である。

弁護士：山本検事は資料を見せながら何かメモをしていたか？

証人：よく覚えていないがしていたと思う。

弁護士：午前中の調べが終わったのはいつか？

証人：1時くらいだったと思う。その後「調書を作るので時間が欲しい、4時頃来てくれ」と言われた。そして4時に戻ったが5時まで待たされた。

弁護士：何時呼ばれたのか？

証人：5時頃であった。

弁護士：それから部屋に入ってどうしたか？

証人：「今から調書を読み聞かせるから署名捺印しろ」と言われた。

弁護士：1時から5時の間に調書が作られたのだと思うが、供述調書を見た事はあるか？

証人：いつかコピーを見た。

弁護士：調書は証人がいったように書かれていたか？

証人：まったく異なるものだった。

弁護士：話した内容と書いてあることが違うのか？

証人：ずいぶん違うと思った。

弁護士：どういう風に違うと思ったのか？

証人：検事によってあらかじめ作られたストーリーに、自分の言った言葉がちりばめられているという印象であった。

弁護士：具体的にどういう箇所か説明できるか？

証人：任意の供述とあるがそうではない。筋道を立てて話したように書いてあるがそのように話したことはなかった。

弁護士：検事の問いかけに対する答えが、あたかもあなたが言ったように書いてあったのか？

証人：書いてあることを単に認めただけなのに、自分が理解して言ったように書いてあった。例えば、検察官から「AP 接続中は AP の OVERRIDE はしないと、MANUAL のここに書いてありますね」と言われ、私が「はい、書いてあります。」と答えると、私が「AP 接続中は AP の MANUAL OVERRIDE は禁止されている。」と言ったことになっている。ニュアンスが違っていると再三言ったが取り合ってくれなかった。

弁護士：山本検事はどういったのか？

証人：「読み上げる」というので「読ませて欲しい」といったら、「見せる必要は無い」といわれたので神経を集中して聞いた。不明なところは、「もう一回読んで下さい」と言ったが、「読んだではないか、あなたは聞こえないのか」と言われた。

弁護士：もう一度読んでくれといっても聞いてくれなかったのか？その後どうなったのか？

証人：少し読んで、「その前だ」とこちらがいうと「聞こえなかったのか」と言われ、いやな顔をされた。

弁護人：読むスピードは、各節ごとに切ってくれたか？そのつど確認はあったか？

証人：こちらが意見をいうまで読み続けるという風であった。

弁護人：全部、内容は頭に入ったか？

証人：入ってなかったと思う。あとで読んでわからなかった。

弁護人：おかしいなと思ったところで切ったか？

証人：そこで論議になるが、こちらの言い分を聞いてくれない。検事はだんだん怒ったり、怒鳴ったり、ヒステリックになった。

弁護人：どこがヒステリックなのか？

証人：威圧的になり、立ちあがったり、人のことを愚弄するような発言を行った。

弁護人：なんと言ったのか？

証人：「あなたはもう出向して関係ないのか、仲間が一人死んでいるんですよ」と言われた。

弁護人：「訓練企画室の次長なのに知らないのか」というやりとりはあったか？

証人：ないと思う。

弁護人：何箇所位訂正を行ったか？

証人：かなりあったと思う。

弁護人：多少は直して貰ったところがあったというが、主張通りの調書であったか？

証人：いいえ

弁護人：そのあとは？

証人：最後の一枚を出して書名捺印しろと言われた。

弁護人：何と思ったのか？

証人：変な雰囲気になっていたので、早くごめんこうむりたいという気持ちであった。

弁護人：それは何時頃の話か？

証人：夜10時頃であったと思う。

弁護人：当日帰らなければならなかったのか？

証人：自宅の東京に帰らなければならなかったが、結局は実家の京都に戻った。

弁護人：署名押印したことは間違いないか？

証人：はい。

弁護人：内容は違うが、だけど誤りがないことを言ったと書いてある。

証人：誤りがないわけではなかった。

弁護人：何故捺印したのか？

証人：厳しいやりとりや、かなり高圧的な態度、国家権力というものの重圧をかなり受けた。最後の方は怖いという思いがしていた。

弁護人：署名しないと帰してもらえないと思ったのか？それほど山本検事の迫力を感じたのか？

証人：そうだ。

弁護人：いまここで言ったことは記憶に基づいて話しているか？

証人：古い話になるが、そうだ。

弁護人：CAP から MD11 は HIGH ALT で安定性が悪いと聞いたとあるが、それは具体的にどうい
う具合か聞いたのか？

証人：かなり抽象的であった。

弁護人：説明を受けなかったのか？

証人：はい。

弁護人：山本検事が説明したのでそういうものかと思ったのか？

証人：はい。

弁護人：証人と検事とどちらが勉強していると思ったか？

証人：検事の方だ。

弁護人：検事が作った調書だと思うか？

証人：そうだ。

弁護人：冤罪も起こり得るとどうして思ったのか？

証人：私自身、検事と会って調書を作るなどということは初めての経験で、テレビやドラマでしか知らない検事は、真実を追究する正義の味方であった。しかし名古屋での取調べでは恐怖心を覚えた。まったく言っていない内容であり、不安とともにまことに残念であった。正しく言った通りに書いてないということで間違った方向に行くこともあるかもしれないと思った。

弁護人：だから冤罪も起こるとということか？

…………… 裁判官からの補充尋問 ……………

裁判官：検察と警察で2つの取り調べがあったわけですが、

警察での取調べでもあなたのよくわからない質問があったか？

証人：よく覚えていない。

裁判官：検察は高圧的だったり、ヒステリックであったりしたということですが、午前中も午後もそうでしたか？

証人：午前中は、不満は無かった。

裁判官：午前中は不満が無かった。午後の検察の態度や読み聞かされた内容に不満ということか？

証人：そうだ。

裁判官：会社に対してどのような報告をしたのか？

証人：「大変不満でありこちらの言うことを聞いてもらえなかった」と報告した。

裁判官：調書の内容について具体的な報告はしたか？

証人：メモも取っていないし、断片的にしか覚えていなかったののでしていない。

裁判官：調書の内容が異なっていることが、事件の解明にどのように影響するかわかっていたのか？

証人：いいえ。

裁判官：検察の取調べの中で、「警察ではこのように言っていますね」というようなことはあったか？

証人：覚えていない。

裁判官：「調書に署名して」と言われて拒否したか？

証人：最後にだいぶ険悪だったので何か言ったかもしれない。

裁判官：終了したのは何時くらいか？

証人：夜 10 時頃だったと思う。

裁判官：東京に帰るとの話はしなかったのか？

証人：していない。とても出来るような雰囲気ではなかった。

裁判官：取り調べの後で報告はしたとのことだが、報告書は作ったのか？

証人：はい。

裁判官：誰宛にか？

証人：業務部に対してだ。

裁判官：誰にということではないのか？

証人：組織のことなので誰にということはない。

裁判官：具体的な部長や課長といったところではないのか？

証人：違う。

裁判官：報告書は誰に渡したのか？

証人：業務部の担当者だ。

裁判官：担当者というのは抽象的なのですが、課長補佐か何か？

証人：正確には、運輸本部業務部のこの件を取り扱っている部署の担当者ということだ。

裁判官：地位は？課長補佐？

証人：覚えていない。

裁判官：検察に事情聴取に行ってくれと証人に言ったのはその人か？

証人：はい。

裁判官：検察で話す人として、自分が適任であるとの意識はあったのか？

証人：いいえ、ただ行ってくれと言われたのは訓練部にいたからだろうということだ。

裁判官：警察の事情聴取はいつ頃受けましたか？

証人：事故から 1 年経っていない頃。

裁判官：その時の話も業務部の同じ人から来たのか？

証人：ちょっとよく覚えていない。

裁判官：警察の調書と検察の調書は内容的に違うという印象か？

証人：はい。

…………… 検察からの補充尋問 ……………

検察：警察の事情聴取は平成 9 年 12 月 5 日だが覚えているか？

証人：覚えていない。

検察：検察の事情聴取は平成 13 年 3 月 2 日だが覚えているか？

証人：細かくは覚えていないが、たぶんその辺りであった。

検察：JAL から他の人も多数、事情聴取に行っているのを知っていたか？

証人：はい。

検察：どういったことを聞かれているか知っていたか？

証人：知らない。

検察：事故調査報告書が、高本機長の AP OVERRIDE が事故原因であると断定しているのを知らなかったのか？

証人：知らなかった。

検察：高本機長の操縦ミス、AP の OVERRIDE の裏付けのために行けと言われているのだと感じなかったか？

証人：そうは思わなかった。

検察：名古屋地検に警察から書類送検されたのは、平成 13 年 3 月 9 日であった。覚えているか？

証人：覚えていない。

検察：あなたの調書の出来上がった 1 週間後に、高本機長が送検されたのだから、一大事でしょう。

証人：記事を見た。

検察：高本機長の送検に関してどのように感じたか？

証人：どうと言われても……。

検察：自分の署名した調書と高本機長の送検を結び合わせて何か感じなかったか？

弁護士：前後が逆の話であり、質問に異議あり。

検察：JAL に報告書を出したのは調書作成の後か？

証人：後だ。

検察：どれくらい後か？1 週間以内か以上か？

証人：以内だと思う。

検察：「自分が話した調書が高本機長の起訴に使われるのではないか」と思いませんか？

弁護士：それは誘導だ。

裁判官：そうではない。

証人：考えたかもしれない。

検察：あなたが話した証言が高本さんの起訴に使われると思ったのだな？

証人：先日、伊藤検事から、あなたの証言は影響しないと言われた。

検察：これで高本さんが影響を受けるかもしれない。よく考えてと弁護士に言われなかったか？

証人：言われなかった。

検察：不満な調書について、8 月に弁護士の先生と会って話した。その時までは抗議はしなかったのか？

証人：していない。